アピール

2006年4月から施行された「改正」保険業法は、「ニセ共済」から消費者を保護する目的で改正されました。しかし、実際には各団体が自主的に運営してきた共済を営利目的の保険会社と同一視して、保険業法の規制の対称にするというものです.

共済や互助会などは、古くから日本社会の中に広く根をおろし、お互いに助け合うという連帯や庶民の中での安全装置の一つとして貴重な役割を果たしてきました。

いま、「改正」保険業法の規制の下で、各団体が会員のために健全に運営してきた共済が「解散」か「会社化」かの選択を迫られ、実績ある共済が次々と解散に追い込まれています。私たちは、それぞれの団体が会員のための共済制度を発足させ、長年にわたって健全に運営し発展させてきました.これらの制度は、加入者の生活保障にとどまらず、市民生活や地域経済、地域医療を支える重要な役副を果たしてきました。全国各地には、お互いに助け合うという形でさまざまな形態の共済が存在し、団体の自治にもとづき健全に運営され、日本の社会に広く定着しています。仲間どうしの助け合いを、強制的に営利目的の会社組織に変更させる「改正」保険業法は、国民の自由な結社や助け合いの制度まで縛るものであり、憲法にも違反します。私たちの願いは、各団体が自主的におこなっている共済を今後とも従前どおり健全に運営し、発展させていきたいということです。

各団体はこれまでも、「改正」保険業法の適用除外を求めて、金融庁との懇談や国会議員要請行動、学習会や署名活動などの運動を取り組んできました。

こうした運動を土台にしながら、私たちは、本日、「改正」保険業法の適用除外を求める運動を共同しておこなうために「共済の今日と未来を考える懇話会みえ」を結成しました。団体がその組織の目的のひとつとして掲げ、その団体の構成員のために自主的に運営している共済を今後とも健全に運営できるように次のことを要求し、連帯して運動を進めます。

1、自主的な共済を「改正」保険業法の適用除外にすること。

2、自主的な共済をおこなう団体への不当な干渉をおこなわないこと。

3、2008年3月末で終了する経過措置期間を延長すること。

2007年12月9日

共済の今日と未来を考える懇話会みえ
三重県知的障害者生活支援協会
三重県保険医協会
三重県商工団体連合会
三重県民主医療機関連合会